

平成28年3月14日

各位

会 社 名 東 洋 刄 物 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 髙橋 允 (コード番号 5964 東証第二部) 問合せ先 取締役管理部長 久保雅義 (T E L (022) 358 - 8911)

資本業務提携、第三者割当により発行される新株式及び 転換社債型新株予約権付社債の募集、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動並びに 資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当社は、平成28年3月14日開催の取締役会において、REVICパートナーズ株式会社(以下、「REVICパートナーズ」といいます。)が無限責任組合員として運営管理する地域中核企業活性化投資事業有限責任組合(以下、「割当予定先」といいます。)に対して、以下のとおり、第三者割当により発行される新株式(以下、「本新株式」といいます。)及び転換社債型新株予約権付社債(以下、「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権付社債に付された新株予約権部分及び社債部分を、それぞれ「本新株予約権」及び「本社債」といいます。)を発行(以下、本新株式及び本新株予約権付社債の発行を総称して「本資金調達」といいます。)し、割当予定先との間で本資金調達を含んだ資本業務提携(以下、「本資本業務提携」といいます。)に係る契約(以下、「本契約」といいます。)を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、本新株式の発行により、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動が見込まれる 予定ですので、あわせてお知らせいたします。

さらに、当社は、平成28年3月14日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の当社第139回定時株主総会に「資本金及び資本準備金の額の減少の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

I. 資本業務提携

1. 本資本業務提携の理由

当社は、機械刃物及び機械・部品の製造・販売会社として、法令順守のもとにお客様の信頼と満足を得られる製品の提供により社会に貢献するとともに、企業内においては参画と協調により活力ある職場を築くことを経営の基本理念とし、「顧客志向のモノづくりを心掛け、技術力・競争力を強化し、産業構造の変化に対応し、経営基盤の安定を図る」ことを中期経営計画の基本方針として位置づけ、経営に取り組んでおります。

当社は、東日本大震災により主力工場、本社棟が損壊して以降、生産・業務の効率化を目的に生産拠点の集約化を図り、新たな体制をスタートさせました。しかしながら、主力の情報産業用刃物をはじめ精密機械部品、産業用機械及び部品の受注・売上が低迷し、加えて復興に伴い導入した新規設備の減価償却費や工場移転に伴う経費の増加もあり、平成25年3月期連結会計年度において、売上高46億16百万円(前連結会計年度比10.3%減)、営業損失1億68百万円(前連結会計年度は営業利益1億51百万円)、経常損失2億36百万円(前連結会計年度は経常利益97百万円)、当期純利益73百万円(前連結会計年度比90.7%減)を計上いたしました。翌平成26年3月期連結会計年度においても厳しい経営環境を余儀なくされ、平成25年8月頃より、当社の経営支援を担うパートナーを模索しておりました。しかしながら、適当なパートナーを探すことは、平成25年3月期当社単体決算時点において繰越欠損金が発生していた点、平成21年3月期より無配が継続していた点、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在していた点等の要因により難航を極め、当社単独での再建に取り組んでまいりました。その後全社を挙げ

て懸命に再建に取り組み、平成 27 年 3 月期連結会計年度において、売上高 49 億 2 百万円(前連結会計年度比 3.1%増)、営業利益 2 億 82 百万円(黒字転換)、経常利益 2 億 41 百万円(黒字転換)、親会社株主に帰属する当期純利益 1 億 86 百万円(前連結会計年度比 8.3%減)を計上し、自己資金のなかで震災後の業績改善は進みました。平成 28 年 3 月期第 3 四半期連結累計期間(平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日)におきましては、生産・在庫調整の影響による鉄鋼用刃物、産業用機械及び部品の需要減少もあるなか、対前年同四半期比では減収減益となりましたが、利益計画上は上振れしており、着実に業績改善は進んでいると認識しております。

一方当社は、平成25年7月より定期的に取引金融機関からの借入金の返済条件の変更を受け、月次の返済金額については約定どおり返済しているものの、依然として手元資金残高に比して1年内返済予定の長期借入金残高の水準が高い状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、平成25年7月以降、銀行からの機動的な資金調達ができていないことから、必要な設備投資を十分に実施できていない状況にありました。平成27年3月期までは、当社単独での再建に取り組んでおりましたが、設備の老朽化の進行や市場動向の減退等を理由に、今後の収益基盤に影響がでる可能性があると判断いたしました。

そして、平成27年3月頃、今後の成長戦略の実現のためには、脆弱な財務基盤の状況下において設備の維持・保全を主とする現状の設備投資では限界があり、喫緊の課題である顧客のニーズを勘案した戦略的な投資を行うことが必要であり、そのための資金を調達する必要があると判断いたしました。また、市場変化への対応・変革を進めるうえで、自助努力だけでなく、第三者からの経営管理や生産管理に関する助言等の支援も必要と判断し、新たな資本業務提携の候補先の模索を再開いたしました。このような状況下、平成27年5月頃に当社取引先金融機関から当社の経営支援を担うパートナーとして割当予定先の紹介を受け、割当予定先との間で行った複数回の協議の結果、割当予定先より人的・金融支援を含む経営サポートの提案がありました。

かかる中、平成27年12月1日付当社プレスリリース「当社株式の時価総額に関するお知らせ」に記載の通り、平成27年11月において月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円未満となったことから、平成28年8月末までのいずれかの月において、月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上とならなかった場合、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)の上場廃止基準に抵触することになりました。

当社としては、当社時価総額の回復に対する取り組みは、既存株主様の株式価値維持の観点から緊急の課題と認識しており、平成28年2月19日付当社プレスリリース「事業の現状、今後の展開等について」に記載の通り(1)成長戦略の実行、(2)収益性の改善、(3)財務体質の改善及び資本政策の検討、(4)新製品・研究開発の推進、(5)IR活動の推進を含めた経営改善計画を平成28年2月19日に策定し、その実行を通して早期の復配実現を目指すとともに、時価総額を10億円以上へ回復するよう全力を挙げて取り組んでおりますところ、従前より提案を受けていた割当予定先について、割当予定先が低迷する地域経済の活性化に資する支援を推進していく等の役割を果たすことを目的としている点、割当予定先を運営するREVICパートナーズの親会社である株式会社地域経済活性化支援機構(以下、「REVIC」といいます。)の所謂モノづくり企業に対する過去の複数件の支援実績がある点、経営支援に加えて、時価総額を10億円以上へ回復することが急務となった当社に対し、金融機関借入等では実現が困難な機動的な資金調達の提案があった点等を評価し、既存株主様に対する中長期的な企業価値向上を通じた株主還元等を十分に検討した結果、割当予定先との協業により、本資金調達後の設備投資による生産力向上及び事業再生のノウハウを持った人材からの経営支援・指導による業務効率化が図れ、業績回復が見込まれることから、既存株主様にとっても利益享受に資する取り組みになり得ると考え、本資金調達を含む本資本業務提携について合意に至りました。

2. 本資本業務提携の内容

(1)業務提携の内容

割当予定先がこれまでの投資先支援で培われた製品製造に関するノウハウを生かし、従前取り組んでいた高付加価値製品の比率増加を更に加速させ、戦略品種の見極めを実施し、事業ポートフォリオの改善を図ります。また、後述「(3)役員等の受入」に記載の取締役及び監査役の受入れに加え、REVIC、

株式会社エスネットワークス(注)又は割当予定先が指定する第三者から製造・管理・販売の分野に 強みを持つ人材を受入れ、経営改善計画、成長戦略を分野ごとに実施していくための具体的な施策の 立案と実行の強化をしていく予定です。

本資本業務提携により、「平成27年3月期決算短信〔日本基準〕(連結) 3.経営方針(4)会社の対処すべき課題」にも記載の通り、生産体制の効率化と徹底したコストダウンを更に加速し、経常的な利益を確保する経営体制の確立を目指してまいります。

(注)株式会社エスネットワークスとは、REVIC と共同で REVIC パートナーズに出資をしているコンサルティング会社です。割当予定先からの紹介により、当社に対し経営に関する助言等の支援活動を担う予定です。

(2) 資本提携の内容

当社は、本資金調達により、割当予定先に本新株式 577,300 株及び本新株予約権付社債(本新株予 約権付社債の転換による発行株式数 288,600 株を割当てます。資本提携の詳細は「Ⅱ. 本新株式及び 本新株予約権付社債の発行 1. 募集の概要」をご参照ください。

(3)役員等の受入

当社及び割当予定先は、本契約において、割当予定先が当社の取締役1名及び監査役(但し、当社が監査等委員会設置会社に移行した場合には、監査等委員である取締役とします。本「(3)役員等の受入」において、以下同じです。)1名を指名することができる旨の合意をしております。かかる合意に基づき、当社は、当社の平成28年6月開催予定の当社の第139回定時株主総会において、割当予定先が指名する取締役候補者1名及び監査役候補者1名の選任を含む役員選任議案を提出する予定です。加えて、当社及び割当予定先は、本契約において、割当予定先がオブザーバー2名又は3名を指名することができる旨の合意をしております。当該オブザーバーは、議決権は有しないものの、当社の取締役会その他の経営上重要な会議に出席し、その意見を述べることができるものとされています。

3. 本契約の内容

当社は、割当予定先との間で本新株式及び本新株予約権付社債の第三者割当に関して、平成28年3月14日に本契約を締結しております。本契約には、財務制限条項、投資制限条項、担保制限条項等が含まれます。詳細は「II. 本新株式及び本新株予約権付社債の発行 6. 割当予定先の選定理由等 (5)資本業務提携契約」をご参照ください。

4. 本資本業務提携の相手方の概要

「II. 本新株式及び本新株予約権付社債の発行 6. 割当予定先の選定理由等 (1)割当予定先の概要」をご参照ください。

5. 割当予定先に新たに取得される株式の数及び発行済株式数に対する割合

「Ⅱ. 本新株式及び本新株予約権付社債の発行 5. 発行条件の合理性 (2) 発行数量及び株式の希 薄化の規模が合理的であると判断した根拠」をご参照ください。

6. 日程

- (1)本資本業務提携及び本資金調達に関する取締役会決議日 平成28年3月14日
- (2)本資本業務提携及び本資金調達に関する契約締結日 平成28年3月14日
- (3) 本新株式及び本新株予約権付社債の払込期日 平成28年3月31日 (予定)

7. 今後の見通し

「Ⅱ. 本新株式及び本新株予約権付社債の発行 8. 今後の見通し」をご参照ください。

II. 本新株式及び本新株予約権付社債の発行

1. 募集の概要

(ア) 本新株式

(1)	払 込 期 日	平成 28 年 3 月 31 日
(2)	発 行 新 株 数	普通株式 577, 300 株
(3)	発 行 価 額	1株につき 693円
(4)	資金調達の額	400, 068, 900 円
(5)	資本組入額	1株当たり346.5円
(6)	資本組入額の総額	200, 034, 450 円
(7)	募集又は割当て方法	地域中核企業活性化投資事業有限責任組合に対する第三者割当方式
(8)	そ の 他	金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします

(注) 本新株式の発行要領を添付しております。

(イ) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1)	払 込 期 日	平成28年3月31日
(2)	新株予約権の総数	2個
(3)	社債及び新株予約権	各本社債の金額 100 円につき金 100 円
	の 発 行 価 額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
(4)	当該発行による潜在	288, 600 株
	株 式 数	200, 000 1/4
(5)	資金調達の額	200, 000, 000 円
(6)	転 換 価 額	1株当たり 693 円
(7)	募集又は割当て方法	地域中核企業活性化投資事業有限責任組合に対する第三者割当方式
(8)	利 率	5 %
(9)	その他	金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします

(注) 本新株予約権付社債の発行要項を添付しております。

2. 募集の目的及び理由

前記「I. 資本業務提携 1. 本資本業務提携の理由」に記載のとおり、今後の成長戦略の実現のためには、脆弱な財務基盤の状況下において設備の維持・保全を主とする現状の設備投資では限界があり、喫緊の課題である顧客のニーズを勘案した戦略的投資に対応するためには資金調達支援が必要と認識し、加えて市場変化への対応・変革を進めるうえで、自助努力だけでなく、第三者からの経営管理や生産管理に関する助言等の支援も必要と判断し、割当予定先との業務提携と併せて、資金的な支援も得られる本資金調達を行う必要があるという考えに至りました。以下、本資金調達の方法を選択した具体的な検討内容であります。

(1) 第三者割当以外の資金調達の方法について

当社は、このたびの資金調達に際し、銀行借入、公募増資、株主割当等の資金調達手段を検討しました。

銀行借入については、前述の通り、当社は借入金の返済条件の変更を受けているため、銀行からの機動的な調達が実施できない状況にあります。仮に金融機関から調達ができた場合でも、既存借入の経済条件と比較し、劣後する内容になる可能性が高い状況です。さらに、当社は、平成28年8月末までのいずれかの月において、月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上とならない限り、東京証券取引所上場廃止基準に抵触することとなりますが、銀行借入では、かかる上場廃止基準への抵触の回避という課題を解決することにも直接的にはつながりません。

そこで、資金調達の可能性及び上場廃止基準への抵触の回避という観点から、公募増資及び株主割当による新株式の発行による資金調達を検討いたしましたが、当社が置かれている状況下で、証券会社の引受審査を経る必要がある公募増資を行うことは実現性が乏しく、また、株主割当については失権の可能性があり、当社の喫緊の課題である財務基盤の安定化と投資資金の確保を機動的かつ確実に

行えない可能性が高いという判断に至りました。

さらに、新株予約権の発行による資金調達は、発行時に必要な資金を調達できず、また、発行後の 株価の動向により当初想定していた時期及び金額での資金調達ができない可能性があることから、今 般の資金調達の方法として適切ではないという判断に至りました。

(2) 本資金調達の方法について

本資金調達の方法のうち、第三者割当による本新株式の発行については、割当予定先に引き受けていただくことにより資金を確実かつ早期に調達できること、さらに割当予定先との本資本業務提携を通じ、これまでの自助努力にとどまらない、第三者からの経営に関する助言等や人的支援を受けられることが大きな利点となっております。但し、株式の発行のみによって当社が必要とする資金の総額を調達した場合には、大規模な株式の希薄化が一度に生じることになってしまいます。そこで、当社は、本資金調達がもたらす株式の希薄化の影響を抑制した上で、確実かつ早期の資金調達を可能とするという観点から、本新株式の発行と本新株予約権付社債の発行を組み合わせる方法が、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断しました。なお、本新株予約権付社債については、下記のとおり、既存株主様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっております。

すなわち、本新株予約権付社債の転換価額に関して、修正条項は付されておらず、原則として一定の金額で固定されており、当初の予定よりも発行される当社株式の数が増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。

なお、本新株予約権付社債には、本社債権者の期中償還請求権が付されておりますが、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出時期(5)資本業務提携契約 ⑧期中償還請求権等の行使に関する 契約上の制限」に記載のとおり、割当予定先と別途締結した本契約において、原則として、その行使 が制限されております。

また、本新株予約権付社債には繰上償還条項(以下、「本繰上償還条項」といいます。)が付されており、平成29年3月31日以降、当社普通株式の東京証券取引所における終値が15取引日以上連続して当初転換価額である693円の200%を超過した場合、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を本社債の金額100円につき金100円にて繰上償還することが可能となっております。本繰上償還条項は、転換促進を含む要素として、当社に付された権利であり、当社普通株式の市場株価の上昇時においては本新株予約権の行使を促進させて自己資本の増強を図ることが可能となること、当社普通株式の市場株価の動向に応じて転換されることが期待され、当社普通株式による資金調達に比べて希薄化が一度に進まないことから合理的な条項であるものと考えております。

当社といたしましては、当社普通株式の市場株価が転換価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権付社債の転換を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

1	払込金額の総額		600, 068, 900 円
	(内訳)	(本新株式の発行による調達額)	400, 068, 900 円
		(本新株予約権付社債の発行による調達額)	200, 000, 000 円
2	発行諸費用の概算額		39, 000, 000 円
3	差引手取概算額		561, 068, 900 円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。
 - 2. 発行諸費用の概算額の内訳は、みずほ証券株式会社に対するフィナンシャルアドバイザリー費用、伊藤見富法律事務所に対するリーガルアドバイザリー費用、登記費用、山田FAS株式会社に対する第三者算定機関による新株予約権付社債評価費用等です。(なお、当社は本取引が高度な知識と専門性が必要とされ、払込金額によらず相応の役務提供を受けることから、諸費用の金額については適正な水準であると認識しております。)

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期	
① 設備投資(生産性改善、量産、保守)	500,000,000 円	平成29年3月期~平成30年3月期	
② 生産システム構築費用等	61, 068, 900 円	平成29年3月期~平成30年3月期	

[※]調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

上記の内訳につきましては、本資本業務提携の開始以降、割当予定先とも協議していく方針ですが、当社といたしましては、市場及び売上高の拡大並びに収益性の向上の観点から、精度向上に加え、生産性向上によるリードタイムの短縮や量産効果によるコスト低減を見込んでおり、その目的に資する精密加工機械等の設備の導入を中心に充ててまいりたいと考えております。具体的には、情報産業用 刃物における研磨の精度向上のためのロボット付精密研削盤等に約 1.0 億円、鉄鋼用刃物における研磨の精度向上のための平面研削盤等に約 1.5 億円、超硬等の超高精密刃物における設備更新等に約 0.5 億円、切断能力の高い新型レーザー加工機やプレス機の導入に約 1.0 億円、焼入れ時間短縮による短納期化に向けた加熱炉の入替に約 1.0 億円等の設備投資を考えております。また、外部専門家の助言も得ながら、計画生産の徹底や製造リードタイムの削減を目的とした生産管理システムの構築も検討しております。

なお、支出時期につきましては、今後割当予定先とも協議しながら設備投資計画を決定する方針ですが、平成29年3月期から平成30年3月期にかけて、確定次第順次支出していく予定であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社では、本資金調達による自己資本の増強を通じて設備投資等の資金に充当し、事業基盤の強化を行いつつ、割当予定先と協業して事業ポートフォリオの改善を実施することが、中長期的な視点から株主価値の持続的な向上につながり、取引金融機関から当社に対する与信評価の維持・向上にも資すると考えられることから、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

よって、当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、既存株主様にとっても合理的であると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

本新株式の発行価額は、本新株式発行に関する取締役会決議日の直前営業日(平成28年3月11日)の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の普通取引の終値770円を基準として、10.0%ディスカウントした水準である693円といたしました。本新株式の発行価額の算定方法につき取締役会決議日の直前営業日終値を採用いたしましたのは、当社の直近の市場価格が、決算短信の発表や業績予想等、当社業績に係る公表後に形成された株価であり、当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。また、ディスカウント率については、割当予定先との提携に伴い当社の企業価値向上が見込まれているものの、割当予定先が本新株式について3年から5年を目途に保有することを見込んでいることに伴う当社業績や事業環境変化等による価格下落リスクや直近の当社普通株式の市場株価の推移等を総合的に勘案し、両社で協議の上決定いたしました。

なお、本新株式の発行価額については、本新株式発行に関する取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均価額708円に対するディスカウント率(小数点以下第2位を四捨五入、以下同じ。)は2.1%であり、当該直前営業日までの3か月間の終値平均739円に対するディスカウント率は6.2%、当該直前営業日までの6か月間の終値の平均価額817円に対するディスカウント率は15.2%となっております。

以上の経緯で決定した本新株式の発行価額について、当社は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものであり、特に有利な発行価額ではないと判断しております。 なお、当社取締役会に先立ち、当社監査役全員が、本新株式の発行価額の算定根拠は、現時点の当 社株式の市場価格を反映していると思われる本新株式発行に関する取締役会決議日の直前営業日の終値を基準として10.0%ディスカウントした価格であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、本新株式の発行価額は、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

② 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付 社債の価格の評価を第三者算定機関である山田FAS株式会社(代表者:浅野公雄、所在地:東京都 千代田区丸の内一丁目8番1号)に依頼しました。当該機関は、本新株予約権付社債の発行要項に定 められた諸条件を考慮し、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項モデルを基礎として、 一定の前提(株価(770円)、転換価額(693円)、配当率(0.0%)、権利行使期間(5.0年間)、無リス ク利子率(△0.161%)、株価変動性(51.239%)、借株コスト(5.0%)、割引率(10.0%、本新株予約 権付社債には劣後条項が付されていることから本社債はエクイティに近い性質を有しているため、本 社債の割引率には資本コストを元に推定した利率から本新株予約権付社債の利率(5.0%)を控除した 10.0%を採用しており、当該資本コストの算出に際しては当社が上場廃止基準に抵触していることに 伴う追加的なリスクとして 2.5%を考慮しております。)、割当予定先の株式処分コスト (10.0%)等) の下、本新株予約権付社債の公正価値を本社債の金額 100 円につき 100.0 円と評価しております。な お、二項モデルにおいては、当社及び割当予定先がそれぞれにとってより経済的に有利な状況となる ように、200%コールオプション条項による繰上償還や普通株式への転換等の権利が行使されることを 考慮し、本新株予約権付社債の公正価値を評価しております。また、200%コールオプション条項によ る繰上償還については、当社普通株式の東京証券取引所における終値が 15 取引日以上連続して当初転 換価額の 200%を超過した場合に行使できる旨が定められておりますが、本評価においては、一時点の 株価が当初転換価額の 200%を超過した場合に行使できる旨の前提を置いております。当社は、割当予 定先と協議の上、上記評価結果(100.0円)を参考に、各本新株予約権付社債の払込金額を100,000,000 円 (各本社債の金額 100 円につき金 100 円) といたしました。

なお、本新株予約権付社債の転換価額については、本新株式発行に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の普通取引の終値770 円に対するディスカウント率は10.0%、当該直前営業日までの1か月間の終値平均708 円に対するディスカウント率は2.1%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均739 円に対するディスカウント率は6.2%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均817 円に対するディスカウント率は15.2%となっております。本新株予約権付社債の転換価額については、割当予定先からの要求に基づき、本新株式の発行価額を勘案した上で、両社で協議の上決定いたしました。

以上の経緯で決定した本新株予約権付社債の発行条件について、当社は、各本新株予約権付社債の 払込金額が第三者算定機関が算定した評価額とほぼ等しいこと、その他本新株予約権付社債に付され た条件等を総合的に勘案し、割当予定先に特に有利な条件ではないと判断しております。

なお、当社取締役会に先立ち、当社監査役全員が、第三者算定機関の選定が妥当であること、当社 と独立した当該第三者算定機関が本新株予約権付社債の発行価額について実務上一般的な手法によっ て算定し、その算定手法についても特に不合理と思われる点が見当たらないこと、本新株予約権付社 債の払込金額が当該評価結果とほぼ等しいことから、本新株予約権付社債の発行条件は、割当予定先 に特に有利ではなく適法である旨の意見を表明しております。

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行株式数は 577,300 株 (議決権数 5,773 個) であり、平成 28 年 3 月 14 日現在の当社発行済株式総数 1,000,000 株に対する割合は 57.7% (平成 27 年 9 月 30 日現在の当社総議決権数 9,954 個に対する割合は 58.0%)、本新株予約権付社債の転換による発行株式数は 288,600 株(議決権数 2,886 個)であり、平成 28 年 3 月 14 日現在の当社発行済株式総数 1,000,000 株に対する割合は 28.9% (平成 27 年 9 月 30 日現在の当社総議決権数 9,954 個に対する割合は 29.0%)であり、本資金調達による希薄化の合計は 87.0%であります。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたし

ます。

しかしながら、前述のとおり、厳しい経営環境において財務基盤の強化を図りつつ、投資活動を積極的に進めて中長期的な戦略を実現していくためには、資本調達を図りつつ新たな成長基盤の早期構築を達成していくことが必要であります。加えて、平成28年8月末までのいずれかの月において、月間平均時価総額及び月末時価総額を10億円以上とし、東京証券取引所上場廃止基準への抵触を回避する観点からも、足元の時価総額に鑑み577,300株(払込金額の合計:400,068,900円)の本新株式の発行は合理的であると考えております。

当社は、後述「6.割当予定先の選定理由等 (3)割当予定先の保有方針」にも記載の通り、割当予定先が、本新株式及び本新株予約権付社債を取得後3年から5年を目途に保有することを予定しており、本新株式及び本新株予約権付社債の保有及び売却については実務上対応可能な限り市場及び当社の財務状況等に配慮して実施する方針であるとの説明を割当予定先より受けております。したがいまして、当社普通株式の過去1年の1日当たりの平均売買出来高は約50,000株ではあるものの、割当予定先の保有方針を勘案すれば、本新株式及び本新株予約権付社債の発行数量は、市場に過度の影響を与える規模ではないと判断しました。

また、本新株予約権付社債には繰上償還条項が付されており、平成29年3月31日以降、当社普通株式の東京証券取引所における終値が15取引日以上連続して当初転換価額である693円の200%を超過した場合、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を本社債の金額100円につき金100円にて繰上償還することが可能となっております。

なお、本新株予約権付社債の転換価額は、原則として 1 株当たり 693 円に固定されております。よって、いわゆる MSCB (転換価額修正条項付新株予約権付社債) とは異なり、本新株予約権付社債の転換による発行株式数が発行時に固定されており、それ以上の希薄化が生じることはありません。また、当社といたしましては、当社普通株式の市場株価が転換価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権付社債の転換を促進することで、自己資本が増強され、1 株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株式及び本新株予約権付社債の発行は、企業価値、 株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主様の利益にも資するものと判断しており、今回の 発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)	名			称	地域中核企業活性化投資事業有限責任組合
(2)	所	在		地	東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号
(3)	設	立根	拠	等	投資事業有限責任組合契約に関する法律
(4)	組	成	目	的	地域の中堅企業等を核とした戦略産業育成のために、地域の核となる企業
					の早期経営改善等を資金及び人材の両面から支援すること
(5)	組	成		日	平成27年4月10日
(6)	フ	ァンド	の総	額	290.5 億円
(7)	出	資		者	株式会社みずほ銀行
					株式会社三菱東京UFJ銀行
					株式会社福岡銀行
					株式会社りそな銀行
					株式会社三井住友銀行
					株式会社東邦銀行
					株式会社足利銀行
					株式会社常陽銀行
					株式会社千葉銀行
					株式会社横浜銀行

		州土人社英四组石
		株式会社第四銀行
		株式会社静岡銀行
		株式会社十六銀行
		株式会社紀陽銀行
		株式会社中国銀行
		株式会社北洋銀行
		あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
		損害保険ジャパン日本興亜株式会社
		東京海上日動火災保険株式会社
		三井住友海上火災保険株式会社
		住友生命保険相互会社
		第一生命保険株式会社
		日本生命保険相互会社
		明治安田生命保険相互会社
		株式会社地域経済活性化支援機構
		REVIC パートナーズ株式会社
		非開示であるため当社においては把握しておりません。
(8)	業務執行組合員の	名 称 REVIC パートナーズ株式会社
	概 要	所 在 地 東京都千代田区大手町一丁目6番1号
		代表 者の 代表取締役 中桐 悟
		役職・氏名
		事 業 内 容 地域中核企業活性化投資事業有限責任組合の運営
		資 本 金 50 百万円
(9)	国内代理人の概要	該当事項はありません。
(10)	上場会社と当該	上場会社と当
	ファンドの間の関係	該ファンドと
		の間の関係
		上場会社と業 資本関係、取引関係及び人的関係はありません。
		務執行組員
		の間の関係
>•< #s >	(a → -	プレの大体式光却生ませた。 シュラギとレインス人社の必要 処民 子

※ 割当予定先の出資者のそれぞれの有価証券報告書又はホームページに記載されている会社の沿革、役員、主要株主(出資者が相互会社の場合を除きます。以下同じ。)及び内部統制システムの整備状況等を確認し、割当予定先の出資者(相互会社の場合を除きます。以下同じ。)、割当予定先の出資者の役員若しくは子会社又は割当予定先の出資者の主要株主(以下「各関係者」といいます。)が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。また、割当予定先である地域中核企業活性化投資事業有限責任組合については、割当予定先を運営するREVICパートナーズの代表者に対する面談等を通じ、各関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選択した理由

前述「I. 資本業務提携 1本資本業務提携の理由」にも記載の通り、今後の成長戦略の実現のためには、脆弱な財務基盤の状況下において設備の維持・保全を主とする現状の設備投資では限界があり、喫緊の課題である顧客のニーズを勘案した戦略的投資に対応するためには資金調達支援が必要と認識し、加えて市場変化への対応・変革を進めるうえで、自助努力だけでなく、第三者からの経営管理や生産管理に関する助言等の支援も必要と判断しました。このような状況下、平成27年5月頃に当社取引先金融機関から割当予定先の紹介を受けるに至り、割当予定先との間で行った複数回の協議の結果、割当予定先より人的・金融支援を含む経営サポートの提案がありました。当社としては、割当予定先が低迷する

地域経済の活性化に資する支援を推進していく等の役割を果たすことを目的としている点、割当予定先を運営する REVIC パートナーズの親会社である REVIC の所謂モノづくり企業に対する過去の複数件の支援実績がある点、経営支援に加えて、時価総額を 10 億円以上へ回復することが急務となった当社に対し、金融機関借入等では実現が困難な機動的な資金調達の提案があった点等を基に、割当予定先を本資金調達に係る割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

① 本新株式の発行

当社は、割当予定先は、地域の中堅企業等を核とした戦略産業育成のために、地域の核となる企業の早期経営改善等を資金及び人材の両面から支援することを目的として、3年から5年を目途に投資有価証券を保有することを予定しており、本新株式の保有及び売却については実務上対応可能な限り市場及び当社の財務状況等に配慮して実施する方針であるとの説明を割当予定先より受けています。

なお、当社は、割当予定先から、払込期日より2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

② 本新株予約権付社債の発行

当社は、割当予定先は、地域の中堅企業等を核とした戦略産業育成のために、地域の核となる企業の早期経営改善等を資金及び人材の両面から支援することを目的として、3年から5年を目途に投資有価証券を保有することを予定しており、本新株予約権付社債の保有、本新株予約権付社債の償還、本新株予約権付社債に係る新株予約権の行使又は当該行使の結果交付された当社普通株式の売却等については実務上対応可能な限り市場及び当社の財務状況等に配慮して実施する方針であるとの説明を割当予定先より受けています。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、さらに割当予定先に対する出資者の財務諸表を確認すること等によって、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

(5) 資本業務提携契約

当社は、割当予定先との間で本新株式及び本新株予約権付社債の第三者割当に関して、本契約を締結しており、本契約には下記の事項が含まれております。

① 財務制限条項

当社は、払込期日以降、割当予定先が本新株予約権付社債の全部又は一部を保有している場合に限り、次の各号を遵守することを確約する。また、当社が締結しているローン契約その他の重要な契約において別途の財務制限条項が規定されている場合には、次の各号に加えて、当該条項も遵守することを確約する。

- (i) 平成29年3月期決算期(当該決算期を含む。)以降、各事業年度の決算期の末日及び各四半期会計期間の末日における直前の12か月の連結の経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。
- (ii) 平成29年3月期決算期(当該決算期を含む。)以降、各事業年度の決算期の末日及び各四半期会計期間の末日における直前の12か月の単体の経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

- (iii) 平成29年3月期決算期(当該決算期を含む。)以降、各事業年度の決算期の末日における連結の損益計算書に示される当期損益が、2期連続して損失とならないようにすること。
- (iv) 平成29年3月期決算期(当該決算期を含む。)以降、各事業年度の決算期の末日における単体の損益計算書に示される当期損益が、2期連続して損失とならないようにすること。
- (v) 平成29年3月期決算期(当該決算期を含む。)以降、各事業年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を平成28年3月期決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の90%及び直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の90%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- (vi) 平成29年3月期決算期(当該決算期を含む。)以降、各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を平成28年3月期決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の90%及び直前の決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の90%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- (vii) 平成31年3月期決算期(当該決算期を含む。)以降、各事業年度の決算期の末日及び各四半期会計期間の末日におけるレバレッジ・レシオを以下の倍率以下に維持すること(但し、連結 EBITDA が負の値となった場合、レバレッジ・レシオは以下の倍率を超えたものとみなす。)。

平成 31 年 3 月期決算期: 8 倍 平成 32 年 3 月期決算期: 7 倍 平成 33 年 3 月期決算期: 6 倍

② 投資制限条項

当社は、払込期日以降、本契約が終了するまで、当社の本契約に基づく債務の弁済に重大な悪影響を及ぼすおそれのある投資(投資金額に係る支出を伴う行為(設備投資及び投融資形態による投資を含む。)をいう。)を行わないことを確約する。

③ 担保提供制限条項

当社は、払込期日以降、本契約が終了するまで、割当予定先が書面により事前に承諾しない限り、 当社又は第三者の負担する債務(借入金債務、社債、保証債務、その他これらに類似の債務を含む。) のために担保提供及びリース取引に伴う保証金の積立その他の類似行為を行わない。

- ④ 取締役、オブザーバー及び監査役の指名
 - (i) 割当予定先は、当社の取締役1名及び監査役(但し、当社が監査等委員会設置会社に移行した場合には、監査等委員である取締役とする。本項において、以下同じです。)1名を指名できるものとする。
 - (ii) 割当予定先が指名する取締役及び監査役が辞任、解任又は職務不能により退任した場合は、割当予定先が後任を指名する権利を有するものとする。
 - (iii) 割当予定先は、オブザーバー2名又は3名を指名できるものとする。当該オブザーバーは、議決権は有しないものとするが、当社の取締役会その他の経営上重要な会議に出席し、その意見を述べることができるものとする。
- ⑤ 事前協議及び拒否権 当社が以下の事項を行うために取締役会又は株主総会に議案を上程する場合、割当予定先の事前(株主総会において承認を行う場合は、株主総会における当該議案の上程に係る決議を行う取締役会の開催より前をもって「事前」とする。)の書面による同意を必要とする。但し、第(ii)号、第(iii)号、第(iv)号及び第(v)号に関しては、当該事項を決議する取締役会及び株主総会(割当予定先等の決議事項の一部を取締役会に委ねた場合には当該取締役会を含む。)の3週間前(株主総会において承認を行う場合は、株主総会における当該議案の上程に係る決議を行う取締役会の開催の3週間前)までに、割当予定先に対して当該決議内容を通知し、割当予定先の書面による同意を必要とする。
 - (i) 当社の定款、取締役会規則、役員の報酬に関する規則その他の重要な内部規則の変更

- (ii) 当社の株式の発行(自己株式の処分を含むが、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使により株式を発行する場合、及び取得請求権付株式又は取得条項付株式を取得するのと引換えに株式を交付する場合は除く。)
- (iii) 新株予約権等の発行又は付与(但し、適切な行使条件と割当予定先が認める条件で発行される新株予約権で、当社又は当社の子会社の役職員又はアドバイザーに対して発行されるものについては、発行済みの新株予約権の目的株式数が当社の発行済株式総数の5%を超えることとならない範囲に限り、除く。)
- (iv) 前2号以外の割当予定先の持株比率又は議決権保有割合を減少させる効果を持つ行為
- (v) 本新株予約権付社債に係る買入消却又は繰上償還(但し、本新株予約権付社債発行要項 第10項第2号に定める200%コールオプション条項による繰上償還を除く。)
- (vi) 合併、株式交換、株式移転、事業譲渡、事業譲受、会社分割、その他の企業結合又は第 三者との資本提携
- (vii) 当社の支配権を第三者が取得することとなるおそれのある行為
- (viii) 自己株式の買受けその他一切の取得、資本金又は資本準備金の額の増加(但し、株式等の発行に伴う資本金又は資本準備金の増加は除く。) 又は減少
- (ix) 解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくは その他の倒産手続開始の申立
- (x) 残余財産の分配又は剰余金の配当
- (xi) その他株主総会の特別決議を要する行為

⑥ 割当予定先の優先引受権

- (i) 割当予定先は、株式等の発行及び付与を含む、割当予定先の持株比率又は議決権保有割合を減少させる効果を持つ事項の一切(以下「第三者割当等」という。)が行われる直前の自己の持株比率又は議決権保有割合を維持するために必要な行為を行う権利(以下「優先引受権」という。)を有し、上記第⑤項の規定に従い、当社からの事前の通知を受けた割当予定先が、優先引受権の行使を希望する場合には、当社に対して、行使を希望する優先引受権の内容を書面で通知し、当社は、割当予定先が当該優先引受権を行使するために必要な一切の行為を行わなければならない。但し、割当予定先が優先引受権を行使するか否かは割当予定先の判断によるものとする。なお、適切な行使条件と割当予定先が認める条件で発行される新株予約権で、当社又は当社の子会社の役職員又はアドバイザーに対して発行されるものについては、発行済みの新株予約権の目的株式数が当社の発行済株式総数の5%を超えることとならない範囲に限り、本項は適用しない。
- (ii) 当社は、前第(i)号に定める第三者割当等を行う場合には、第三者割当等を決議する取締役会及び株主総会(割当予定先等の決議事項の一部を取締役会に委ねた場合には当該取締役会を含む。)の3週間前(株主総会において承認を行う場合は、株主総会における当該議案の上程に係る決議を行う取締役会の開催の3週間前)までに、割当予定先に対して、新たに発行する株式等の発行要項(発行される新株、新株予約権又は新株予約権付社債の数、発行価額、行使価額及びその他重要な事項)その他重要な事項を示して、優先引受権を行使するか否かの確認を求める書面を送付する。

⑦ 割当予定先による本新株式及び本新株予約権付社債の譲渡

割当予定先は、自己の保有する本新株式又は本新株予約権付社債(本新株予約権付社債が普通株式に転換された場合は、本新株予約権付社債転換後の普通株式をいう。)について、自己の判断において、法令等又は当社の定款に従い、全部又は一部を譲渡することができる。当社は、係る譲渡について、取締役会、株主総会その他の機関の承認が必要な場合はその承認、社債原簿記載事項及び新株予約権原簿記載事項又は株主名簿記載事項の記載その他係る譲渡に関連する必要な措置をとる。

(8) 期中償還請求権等の行使に関する契約上の制限

割当予定先は、本新株予約権付社債発行要項の定めにかかわらず、以下の各号に定める事由のいずれかが生じた場合に限り、本新株予約権付社債の期中償還を請求することができる。

(i) 当社が本契約に定める義務に重大な点において違反した場合

(ii) 本契約に規定する当社による表明及び保証に重大な違反があった場合

⑨ 時価総額が10億円未満となった場合の措置

当社及び割当予定先は、払込期日以降に、当社の普通株式の月間平均時価総額又は月末時価総額が10億円未満となった場合には、当社の普通株式の上場を維持するために必要となる措置(割当予定先による本新株予約権付社債の普通株式への転換を含むがこれに限らない。)について、誠実に協議し、かつ、当該措置の実施に向けて最大限の努力をするものとする。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前(平成27年9月30日現在)		募集後(本新株予約権の行使により交付され	しる株式を		
		考慮しない場合)			
株式会社七十七銀行	4.95%	地域中核企業活性化投資事業有限責任組合	36.60%		
株式会社常陽銀行	4.95%	株式会社七十七銀行	3. 14%		
東洋刃物社員持株会	3.12%	株式会社常陽銀行	3. 14%		
みずほ信託銀行株式会社	2.80%	東洋刃物社員持株会	1.98%		
株式会社仙台ビルディング	2.35%	みずほ信託銀行株式会社	1.78%		
道端 良行	2.14%	株式会社仙台ビルディング	1.49%		
日本証券金融株式会社	2.07%	道端 良行	1.36%		
大同特殊鋼株式会社	2.00%	日本証券金融株式会社	1.31%		
株式会社仙台放送	2.00%	大同特殊鋼株式会社	1.27%		
日本高周波鋼業株式会社	2.00%	株式会社仙台放送	1.27%		

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
 - 2. 募集後の大株主及び持株比率は、本新株式(577,300株)が発行された後の数を記載しており、本新株予約権付社債の転換により交付を受けることとなる当社普通株式の数を反映しておりません。
 - 3. 今回発行される本新株予約権付社債は、転換されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。今後、割当予定先による転換状況及び転換後の株式保有状況に応じて、持株比率の状況が変動いたします。

募集前(平成27年9月30日現在)		募集後(本新株予約権の行使により交付され	る株式を	
		考慮した場合)		
株式会社七十七銀行	4. 95%	地域中核企業活性化投資事業有限責任組合	46.41%	
株式会社常陽銀行	4.95%	株式会社七十七銀行	2.65%	
東洋刃物社員持株会	3. 12%	株式会社常陽銀行	2.65%	
みずほ信託銀行株式会社	2.80%	東洋刃物社員持株会	1.67%	
株式会社仙台ビルディング	2.35%	みずほ信託銀行株式会社	1.50%	
道端 良行	2.14%	株式会社仙台ビルディング	1.26%	
日本証券金融株式会社	2.07%	道端 良行	1.15%	
大同特殊鋼株式会社	2.00%	日本証券金融株式会社	1.11%	
株式会社仙台放送	2.00%	大同特殊鋼株式会社	1.07%	
日本高周波鋼業株式会社	2.00%	株式会社仙台放送	1.07%	

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
 - 2. 募集後の大株主及び持株比率は、本新株式 (577,300 株) が発行され、かつ、本新株予約権付 社債が転換 (当該転換により交付される当社普通株式の数は 288,600 株) された後の数を記載して おります。
 - 3. 今回発行される本新株予約権付社債は、転換されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。今後、割当予定先による転換状況及び転換後の株式保有状況に応じて、持株比率の状況が変動いたします。

8. 今後の見通し

本資金調達により、当社における事業の安定的かつ長期的な成長、並びに当社の株主に帰属する株主価値の向上を実現していきます。

なお、業績に与える影響について、今期の業績予想に変更はありません。来期の業績に与える影響は、現在、精査中であり、重要な影響を与える見込みが生じた場合には、確定次第速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達は、希薄化率が 87.0%となり、25%以上になることから、東京証券取引所の定める有価 証券上場規程第 432 条第1号に規定される経営者から一定程度の独立した者による当該割当の必要性 及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。

そこで、当社は、当社の経営者から独立し、当社とは特別の利害関係の無い伊藤見富法律事務所に対して本資金調達の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、本資金調達の内容及び本資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。その結果、当社は、平成28年3月11日付で伊藤見富法律事務所から以下の内容の意見書を受領しております。

[意見の内容]

本第三者割当の必要性及び相当性は認められると判断する。

[意見の理由の要旨]

(1) 資金調達の必要性について

発行会社の経営環境、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況の存在、過去の設備投資の実績、上場廃止基準に抵触する可能性、及び、発行会社が策定した上場廃止基準への抵触の回避に向けた経営改善計画の内容等に鑑みれば、発行会社の今後の成長戦略の実現のためには、脆弱な財務基盤の状況下において設備の維持・保全を主とする現状の設備投資では限界があり、喫緊の課題である顧客のニーズを勘案した戦略的な投資を行うことが必要であり、そのための資金調達、より具体的には、市場及び売上高の拡大並びに収益性の向上の観点から、精度向上に加え、生産性向上によるリードタイムの短縮や量産効果によるコスト低減を目的とした精密加工機械等の設備の導入や計画生産の徹底や製造リードタイムの削減を目的とした生産管理システムの構築のための資金調達が必要であるとする発行会社の判断に特段不合理な点は認められない。

(2) 資金調達方法の相当性について

発行会社は、このたびの資金調達に際し、本第三者割当による方法以外にも、銀行借入、公募増資及び株主割当等による資金調達を比較検討した上で、資金調達の可能性及び確実性並びに上場廃止基準への抵触回避という観点に加え、株式の希薄化にも配慮した上で、本第三者割当による資金調達を選択しており、かかる選択をした発行会社の判断に特段不合理な点は認められない。

(3) 発行条件の相当性について

- ① 本新株式の発行価額は、日本証券業協会が定めた「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に則った 金額であり、本新株式の発行価額が特に有利な価額でないとする発行会社の判断に特段不合理な点は 認めらない。
- ② 本新株予約権付社債の発行価額が第三者算定機関である山田FASが一般的な評価手法に基づき不合理ではない前提条件のもとで算定した本新株予約権付社債の価値とほぼ等しいことから、本新株予約権付社債の発行条件が割当予定先に特に有利なものではないとする発行会社の判断に特段不合理な点は認められない。
- ③ 資本調達を図りつつ新たな成長基盤の早期構築を達成していくことの必要性、上場廃止基準への抵触

回避の必要性、本割当予定先の保有方針、新株予約権付社債に付された繰上償還条項、本新株予約権付社債の転換価額等を理由に、本第三者割当が、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものであり、本第三者割当の発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であるとする発行会社の判断に特段不合理な点は認められない。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位:百万円)

						平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
連	結	壳	Ź	上	追	4,616	4, 755	4, 902
連	結	営	業	利	益	△168	△59	282
連	結	経	常	利	益	△236	△105	241
連	結	当 期	純	利	益	73	203	186
1 杉	株当たり) 連結当	期純和	刊益(円)	7. 39	20. 39	18.69
1 株当たり配当金(円)				ž (P	月)	-	_	_
1 柞	朱当た	り連結	話純資	産 (円)	459. 0	565. 8	858. 3

^{※1}株当たり連結当期純利益、連結純資産の計算においては、発行済株式数を1,000,000株としております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成28年3月14日現在)

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	1,000,000 株	100%
現時点の転換価額(行使価額)に おける潜在株式数	一株	-%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	一株	-%
上限値の転換価額(行使価額) に お け る 潜 在 株 式 数	一株	-%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始値	850 円	720 円	940 円
高値	1,020 円	1,720円	2,100円
安値	470 円	600 円	740 円
終値	720 円	930 円	1,530円

⁽注) 平成 27 年 10 月 1 日をもって当社普通株式 10 株を 1 株にする株式併合が実施されております。上記株価は、平成 27 年 10 月 1 日以前の株価についても株式併合が実施されたものとみなして表記しております。

② 最近6か月の状況

	平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年	平成 27	平成 28 年	平成 28 年
	9月	10 月	11月	12月	1月	2月
始値	1,120円	824 円	904 円	917 円	757 円	726 円
高値	1,120円	940 円	960 円	917 円	800 円	749 円
安値	800 円	808 円	899 円	695 円	720 円	660 円
終値	814 円	904 円	917 円	749 円	740 円	691 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 28 年 3 月 11 日
始值	760 円
高値	775 円
安値	760 円
終値	770 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません。

11. 発行要領

別紙のとおり

III. 主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

「II. 本新株式及び本新株予約権付社債の発行」に記載の本新株式の発行に伴い、割当予定先が新たに当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社となる予定であります。

2. 異動する株主の概要

(1)	名				称	地域中核企業活性化投資事業有限責任組合
(2)	所		在		拽	東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号
(3)	代		表		者	業務執行組合員 REVIC パートナーズ株式会社
						代表取締役 中桐 悟
(4)	設	立	根	拠	等	投資事業有限責任組合契約に関する法律

詳細は、「II. 本新株式及び本新株予約権付社債の発行 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照下さい。

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数(所有株式数)及び総株主の議決権の数に対する割合

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前		一個		
(平成28年3月14日	_	(一株)	- %	_
現在)				
異動後	その他の	5,773 個	36. 71%	第1位
共助仮	関係会社	(577, 300 株)	30.71/0	

※議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 平成28年3月14日現在の発行済株式総数 4,600 株

1,000,000株

4. 異動予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

5. 今後の見通し

「II. 本新株式及び本新株予約権付社債の発行 8. 今後の見通し」をご参照ください。

IV. 資本金及び資本準備金の額の減少

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的 財務内容の健全化及び早期の分配可能額の計上を図ることを目的して、本新株式の発行に伴い増加 する資本金の額及び資本準備金の額の増加分につき、資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ減少し、「その他資本剰余金」へ振り替えます。

なお、当社は、本新株式の発行の効力が生じることを条件として、平成28年6月29日開催予定の 当社第139回定時株主総会に「資本金及び資本準備金の額の減少の件」を付議します。

2. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

本新株式の発行後の資本金の額 700,034,450 円を 200,034,450 円減少して、500,000,000 円とします。

なお、本新株式の発行に伴い資本金の額が200,034,450円増加いたしますので、資本金の額の減少の効力発生日後の資本金の額が本日現在の資本金の額を下回ることはありません。

(2) 減少すべき資本準備金の額

本新株式の発行後の資本準備金の額 394, 221, 598 円を 200, 034, 450 円減少して、194, 187, 148 円とします。

なお、本新株式の発行に伴い資本準備金の額が200,034,450 円増加いたしますので、資本準備金の額の減少の効力発生日後の資本準備金の額が本日現在の資本準備金の額を下回ることはありません。

(3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

(1)	取締役会決議	平成 28 年 3 月 14 日
(2)	債権者異議申述公告(予定)	平成 28 年 5 月 27 日
(3)	債権者異議申述最終期日 (予定)	平成 28 年 6 月 27 日
(4)	定時株主総会決議(予定)	平成 28 年 6 月 29 日
(5)	資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生日(予定)	平成 28 年 6 月 30 日

4. 今後の見通し

当該資本金及び資本準備金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

東洋刃物株式会社 普通株式発行要領

(1) 募集株式の種類・数 普通株式 577,300 株 (以下「本募集株式」という。)

(2) 払込金額 金 693 円

(3) 払込金額の総額 金 400,068,900 円

(4) 増加する資本金及び資本準 増加する資本金の額 金 200,034,450 円

備金の額 増加する資本準備金の額 金 200,034,450 円

 (5)
 申込期日
 平成 28 年 3 月 31 日

 (6)
 払込期日
 平成 28 年 3 月 31 日

(7) 募集方法 第三者割当の方法による。

(8) 割当予定先及び割当予定先 地域中核企業活性化投資事業有限責任組合 577,300 株

株式数

(9) 払込取扱場所 株式会社七十七銀行 本店営業部

株式会社常陽銀行 仙台支店

(10) その他 本募集株式の発行は、金融商品取引法による届出の効力が発

生していることを条件とする。

その他本募集株式の発行に関して必要な事項は、東洋刃物代

表取締役に一任する。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項

1. 社債の名称

東洋刃物株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、 そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 本社債の総額

金2億円

3. 各本社債の金額

金1億円

4. 各本社債の払込金額

各本社債の金額 100 円につき金 100 円

新株予約権付社債券

本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。

6. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

適用なし。

7. 社債の利率

年 5% 但し、第 11 項の定めに従う。

8. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

9. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

- 10. 償還の方法及び期限
 - (1) 満期償還

本社債は、平成33年3月31日(以下「満期償還日」という。) にその総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。

(2) 200%コールオプション条項による繰上償還

当会社は、平成29年3月31日以降、当会社普通株式の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における終値が15取引日以上連続して当初転換価額(第15項にて定める。)の200%を超過した場合(以下、当該超過が連続した15取引日の最終日を「15連続取引日最終日」という。)、本社債権者に対して、15連続取引日最終日から30日以内に、償還日(以下「コールオプション条項繰上償還日」という。)を指定して繰上償還を通知(以下「コールオプション条項繰上償還通知」という。)することによって、残存する本社債の全部又は一部を本社債の金額100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。但し、この場合、コールオプション条項繰上償還日の2週間前までに本社債権者に対しコールオプション条項繰上償還通知をするものとする。なお、本社債の一部取得する場合、比例按分又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法による。

(3) 期中償還請求による償還

本社債権者は、本新株予約権付社債の割当日の翌日以降いつでも本社債の償還を請求(以下「期中償還請求」という。)することができる。この場合、当会社は、期中償還請求のあった本社債全額につき別途本社債権者が指定する日(以下「期中償還日」という。)に各本社債の金額100円につき金100円で償還するものとする。

(4) 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当会社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当会社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当会社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当会社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当会社普通株式の取得の結果当会社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、

当会社又は公開買付者が、当該取得後も当会社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当会社普通株式を取得した場合、当会社は、本社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに(但し、当該公開買付けによる当会社普通株式の取得日から 14 日以内に)償還日(以下「上場廃止等繰上償還日」といい、コールオプション条項繰上償還日と合わせて「繰上償還日」という。)を指定して繰上償還を通知(以下「上場廃止等繰上償還通知」という。)することによって、残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債の金額100円につき金100円にて繰上償還するものとする。但し、この場合、上場廃止等繰上償還日は、上場廃止等繰上償還通知を行った日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。上記にかかわらず、当会社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当会社普通株式の取得日の後に組織再編等(第19項第4号にて定める。)を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本号記載の当会社の償還義務は適用されない。

(5) 買入消却

本社債の買入消却は、当会社と社債権者の合意により、本新株予約権付社債の割当日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。

- (6) 本項に定める繰上償還日、期中償還日又は買入すべき日が銀行休業日(銀行法第 15 条第 1 項に定める「銀行の休日」を「銀行休業日」といい、銀行休業日以外の日を「銀行営業日」という。以下同じ。)に該当する場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (7) 本社債の償還については、本項のほか、第16項に定める劣後条項に従う。

11. 利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、本新株予約権付社債の割当日の翌日から本社債の満期償還日までこれをつけ、平成29年3月31日を第1回の支払期日として本新株予約権付社債の割当日の翌日(同日を含む。) から平成29年3月31日(同日を含む。)までを利息計算期間として利息を支払い、その後毎年3月31日(以下「利払日」という。)に当該利払日の直前の利払日の翌日(同日を含む。)から当該利払日(同日を含む。)までを利息計算期間として利息を支払う。
- (2) 繰上償還、期中償還又は買入消却される場合は、本社債の利息は繰上償還日、期中償還日又は買入すべき日までつけ、繰上償還日、期中償還日又は買入すべき日に、本新株予約権付社債の割当日の翌日(但し、前号に基づき利息が支払われた場合は、繰上償還日、期中償還日又は買入すべき日の直前の利払日の翌日)(同日を含む。)から繰上償還日(同日を含む。)、期中償還日(同日を含む。)又は買入すべき日(同日を含む。)までを利息計算期間として利息を支払う。繰上償還、期中償還又は買入消却された本社債については、繰上償還日、期中償還日又は買入すべき日後は利息を付けない。
- (3) 満期償還日までに本新株予約権の行使の効力が発生した(以下、本号において効力が発生した日を「効力発生日」という。)場合は、本社債の利息は効力発生日までつけ、本新株予約権付社債の割当日の翌日(但し、第 1 号に基づき利息が支払われた場合は、効力発生日の直前の利払日の翌日)(同日を含む。)から効力発生日(同日を含む。)までを利息計算期間として利息を支払う。当該行使の効力発生日後は利息を付けない。なお、当該本新株予約権の効力発生日までの利息は、当該行使の効力発生日後30日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払う。
- (4) 利息計算期間が1年に満たない場合は、利息の金額は、利息の対象となる本社債の金額に年利率5%を乗じ、その積に当該利息計算期間の実日数を分子とし、365を分母とする分数を乗じて算出された金額から、小数点以下第1位を四捨五入した金額とする。
- (5) 利息を支払うべき日が銀行休業日に該当する場合は、支払をその前銀行営業日に繰上げる。
- (6) 本社債の利息の支払については、本項のほか、第16項に定める劣後条項に従う。

12. 申込期日

平成28年3月31日

13. 本社債の払込期日及び本新株予約権付社債の割当日 平成28年3月31日

14. 募集の方法

第三者割当の方法により、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合に2億円を割り当てる。

15. 本新株予約権に関する事項

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計2個を発行する。なお、当会社が本社債を繰上償還、期中償還又は買入消却した場合は、当該本社債に付された本新株予約権は同時に消滅するものとする。

- (2) 各本新株予約権と引換えにする金銭の払込み 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - ① 本新株予約権の目的である株式の種類は、当会社普通株式とする。
 - ② 本新株予約権の行使により当会社が当会社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当会社の有する当会社普通株式を処分(以下、当会社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、同一の新株予約権者により同時に行使請求された本新株予約権に関し出資される本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。但し、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。
- (4) 本新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間(以下「行使請求期間」という。)とする。但し、本社債の繰上償還、期中償還又は買入消却を行う場合は、当会社が取得する本新株予約権の権利行使については、繰上償還日、期中償還日又は買入すべき日の前銀行営業日までとする。

- (5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又は算定方法
 - ① 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものと する。
 - ② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
 - ③ 各新株予約権の行使により交付する当会社普通株式の数を算出するにあたり用いられる 価額(以下「転換価額」という。)は、以下のとおりとする。
 - イ 当初転換価額

当初転換価額は、693円とする。

- ロ 転換価額の調整
 - (a) 当会社は、本新株予約権付社債の発行後、以下の(b)に掲げる各事由により当会 社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合において は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調 整する。但し、本新株予約権付社債の過半数に相当する本新株予約権付社債を 保有する本社債者が同意した場合には転換価額を調整しないものとする。

調整後転 = 調整前 転換価額 × 転換価額 × 既発行普通株式数 + で付普通株式数×1株当たりの払込金額 1株当たり時価 既発行普通株式数 + 「既発行普通株式数 + で付普通株式数×1株当たりの払込金額 1株当たり時価

転換価額調整式で使用する「調整前転換価額」は、調整後転換価額を適用する日 の前日において有効な転換価額とする。

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に以下の(b)(i)から(v)までの各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また基準日が定められていない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に以下の(b)又は(d)に基づき転換価額の調整が別途なされた場合は、当該別途なされた調整において交付普通株式数とみなされた当会社普通株式のうち未だ交付されていない当会社普通株式の数を加えた数と

する。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、当会社普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する当会社普通株式数(基準日における当会社の有する当会社普通株式に関して増加した当会社普通株式数を含まない。)とし、当会社普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する当会社普通株式数(効力発生日における当会社の有する当会社普通株式に関して減少した当会社普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。転換価額調整式で使用する「1 株当たりの払込金額」は、以下の(b)(i)、(ii)及び(iv)の場合は0円とし、(b)(iii)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額とする。)、(b)(v)の場合は(b)(vi)で定める対価の額とする。

- (b) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - (i) 当会社普通株式の株式分割の場合 調整後の転換価額は、当会社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降 これを適用する。
 - (ii) 当会社普通株式の無償割当てをする場合 調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。 但し、当会社の無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降 これを適用する。
 - (iii) 以下の(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当会社普通株式を交付する場合(当会社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、「本口」において同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下「本口」において同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられた場合は 当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。但 し、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるための基準 日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当会社普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、当会社普通株式の併合により株式を取得される株主を 定めるための基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)の翌日以降これ を適用する。

(v) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに以下の(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって当会社普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は以下の(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しく は取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下 「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換 又は行使され当会社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式 を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の 翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを 受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その 日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される当会社普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され当会社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (vi) 上記(v)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される当会社普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される当会社普通株式の数で除した金額をいう。
- (c) (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その 小数第2位を切り捨てる。
 - (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の単純平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に 該当すると当会社取締役会が合理的に判断する場合には、当会社は、必要な転 換価額の調整を行う。
 - (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とする場合。
 - (ii) 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づ く調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由に よる影響を考慮する必要がある場合。
 - (iii) その他、転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」の変更又は変更 の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合。
- (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。但し、本(e)により 不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 上記(a)から(e)までにより転換価額の調整を行う場合、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができない場合、適用の日以降速やかにこれを行う。
- (g) 転換価額は、稀釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の観点から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役は、転換価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置を講ずる。
- (6) 行使請求受付場所 東洋刄物株式会社 管理部 宮城県黒川郡富谷町富谷字日渡 34 番地 11

(7) 行使の効力発生

当会社が定める行使請求書が上記第6号に記載する行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に到着したときに、当会社は本社債を取得し、当該行使請求をした本新株予約権者は、当会社がその取得と引換えに交付すべき当会社普通株式の株主となる。

- (8) その他の本新株予約権の行使の条件
 - ① 本新株予約権の行使によって、当会社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数 を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ② 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (9) 本新株予約権の取得事由 本新株予約権の取得事由は定めない。
- (10) 本新株予約権の行使により当会社普通株式を発行する場合における増加する資本金及び資本 準備金
 - ① 本新株予約権の行使により当会社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により当会社普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (11) 本新株予約権の行使請求受付事務は、行使請求受付場所においてこれを取り扱う。
- (12) 株式の交付

当会社は、本新株予約権の行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権者に対し、当該本 新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式 の増加の記録を行うことにより当会社普通株式を交付する。

(13) 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債たる本新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資されるなど、本社債と本新株予約権とが相互に密接に関連することを考慮し、本新株予約権の払込金額を無償とした。

16. 劣後条項

当会社は、劣後事由(以下にて定める。)の発生後速やかに、本社債権者に対して、劣後事由が発生した事実を通知する。各本社債権者は、劣後事由の発生後の当会社の清算、破産手続、更生手続又は再生手続において、各本社債につき、以下の第1号及び第2号で定める額を合計した金額の、本社債に基づく劣後請求権を有するものとし、当会社はかかる金額を超えて各本社債権者に対する支払義務を負わないものとする。但し、各本社債権者は、劣後支払条件(以下にて定める。)を充足した場合のみ劣後請求権を行使することが可能であり、かつ、劣後事由が発生した日(以下「劣後事由発生日」という。)において最優先株式(以下にて定める。)が存在する場合には、各本社債の同順位劣後債務残余財産分配額(以下にて定める。)の範囲内でのみ、劣後請求権に基づき支払(配当を含む。)を受け取ることができるものとする。

- (1) 劣後事由発生日において当該本社債権者が保有する未償還の本社債の金額
- (2) 劣後事由発生日(当日を含む。)までの本社債に関する未払経過利息 「劣後事由」とは、以下の各事由をいう。
- (1) 当会社に対して、清算手続(会社法に基づく通常清算手続又は特別清算手続を含む。以下同じ。) が開始された場合
- (2) 管轄権を有する日本の裁判所が、当会社に対して、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合
- (3) 管轄権を有する日本の裁判所が、当会社に対して、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合
- (4) 管轄権を有する日本の裁判所が、当会社に対して、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の

決定をした場合

「劣後支払条件」とは、以下の各条件をいう。

- (1) 当会社の清算手続において、残余財産の株主への分配を開始する前に支払を受け又は弁済される権利を有する当会社の債権者が保有する債権に係る全ての上位債務(以下にて定める。)が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (2) 当会社の破産手続において、最後配当のために破産管財人により作成される配当表に記載された全ての上位債務が、破産法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足(供託による場合を含む。)を受けた場合。
- (3) 当会社の更生手続において、会社更生法に基づき最終的かつ確定的となった更生計画に記載された全ての上位債務(当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。)が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (4) 当会社の再生手続において、民事再生法に基づき最終的かつ確定的となった再生計画に記載された全ての上位債務(当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。)が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

「最優先株式」とは、当会社の今後発行する株式であって、剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して当会社普通株式に優先するもの(複数の種類の株式がこれに該当する場合は、剰余金の配当を受ける権利に関して最上位のもの)をいう。

「同順位劣後債務残余財産分配額」とは、劣後事由発生日において最優先株式が残存している場合に、全ての同順位劣後債務(以下にて定める。)が、それぞれ最優先株式であったならば、当会社の残余財産から支払がなされたであろう金額と同額である、劣後請求権に関し支払われる額をいう。「上位債務」とは、同順位劣後債務(本社債に関する当会社の債務を含む。)に関する当会社の債務を除く、あらゆる当会社の債務をいう。

「同順位劣後債務」とは、当会社の債務であって、劣後支払条件と実質的に類似する当会社の清算、 破産手続、更生手続又は再生手続における支払に関する条件及び権利を有するものをいう。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次の各号のいずれか1つに該当する場合には、本社債の元金及び利息の全額について当然に期限の利益を失う。

- (1) 当会社が本社債又は本社債以外の社債について所定の元金又は利息の支払を怠った場合
- (2) 当会社が租税公課を滞納して督促を受けた場合又は保全差押を受けた場合
- (3) 当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失した場合、支払を停止した場合又は 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (4) 当会社が当会社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行ができない場合
- (5) 当会社の所有する資産に対して強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行又は競売の申立があった場合
- (6) 当会社が破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始又は会社更生手続開始その他の倒産 法制に規定された手続きの申立をした場合
- (7) 当会社につき破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始又は会社更生手続開始その他の 倒産法制に規定された手続きの申立がなされた場合
- (8) 当会社が特定認証紛争解決手続(事業再生 ADR 手続)の利用申請を行った場合
- (9) 当会社がその事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止又は譲渡した等のため、本社債権者が本社債の存続を不適当と認めた場合
- (10) 当会社が解散(合併の場合を除く。)の決議をした場合
- (11) 当会社に本社債の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合
- (12) 当会社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となったため、本社債権者が本社債の存続を不適当と認めた場合
- (13) 当会社が本要項に違反した場合

18. 譲渡制限

本新株予約権付社債の譲渡については、当会社取締役会の承認を要するものとする。

19. 組織再編等

- (1) 組織再編等が生じた場合には、当会社は、承継会社等(組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債又は本新株予約権に係る当会社の義務を引き受ける会社をいう。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう合理的な範囲で最善の努力をするものとする。但し、係る承継及び交付については、(i)当該時点で適用のある法律上(当該法律に関する公的な又は司法上の解釈若しくは運用を考慮するものとする。)、これを行うことが可能であり、(ii)そのための現実的な仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当会社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当会社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。また、係る承継及び交付を行う場合、当会社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう合理的な範囲で最善の努力をするものとする。
- (2) 前号の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は以下のとおりとする。
 - ① 新株予約権の数 当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
 - ② 新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下の(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記と同様の調整に服する。

- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予 約権を行使した場合に得られる数の当会社普通株式の保有者が当該組織再編等において受 領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の 新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際 して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又 は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普 通株式の数を併せて受領できるようにする。
- (ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を 行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再 編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、 転換価額を定める。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 承継会社等の新株予約権の行使に際しては、当該承継された新株予約権に係る社債を出資する ものとし、当該承継された新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該社債の金 額と同額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編等の効力発生日(但し、場合によりその14日後以内の日)から、行使請求期間 の満了日までとする。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件等

承継会社等の各新株予約権の一部について行使することはできないものとする。

- ⑦ 承継会社等による新株予約権の取得事由 承継会社等による新株予約権の取得事由は定めない。
- ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- ⑨ 組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付 承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。
- ⑩ その他承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- (3) 当会社は、第1号の定めに従い本社債に基づく当会社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。
- (4) 「組織再編等」とは、当会社の株主総会決議(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議)によって(i)当会社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当会社が存続会社である場合を除く。)、(ii)資産譲渡(当会社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当会社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当会社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iv)株式交換若しくは株式移転(当会社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債又は本新株予約権に基づく当会社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認が採択されることをいう。
- 20. 払込取扱場所

株式会社七十七銀行 本店営業部

株式会社常陽銀行 仙台支店

21. 発行代理人、財務代理人及び支払代理人なし。

22. 本社債権者に通知する場合の公告

本社債権者に対して公告を行う場合は、当会社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて本社債権者に直接通知する方法によることができる。

- 23. 社債権者集会
 - (1) 本社債の社債権者集会は、当会社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに 社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を第22項に定める方法により公告 する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- 24. 償還金及び利息の支払場所

東洋刄物株式会社 管理部

宮城県黒川郡富谷町富谷字日渡34番地11

- 25. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当会

社は必要な措置を講じる。

- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権付社債の発行に関して必要な事項は、当会社代表取締役に一任する。

以 上